

ビジネス研究科自己点検・評価委員会規程

2013年12月4日制定

(目的)

第1条 ビジネス研究科の教育研究、産学連携事業等の自己点検・評価及び認証に関する事項を所掌するためビジネス研究科自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(自己点検・評価の体制)

第2条 委員会は、教授会を構成する者をもって構成し、委員長は研究科長とする。

2 委員長は、委員会を招集し、委員会の議長として議事運営にあたる。

3 委員会は、随時開催するものとし、委員長が招集する。

4 ビジネス専攻所属の教員及びグローバル経営研究専攻所属の教員は、相互に協力し、分担しながら諸活動に係る自己点検・評価及び認証評価に取り組む。

5 経営系専門職大学院認証評価に係る自己点検・評価については、ビジネス専攻所属の教員が主体的に取り組む。

6 国際的認証機関による認証の取得及び維持に係る自己点検・評価については、グローバル経営研究専攻所属の教員が主体的に取り組む。

(自己点検・評価項目)

第3条 ビジネス研究科は、次の項目について自己点検・評価を行う。

- (1) ビジネス研究科固有の目的等に関する事項
- (2) 教育の内容、方法、成果等に関する事項
- (3) 教員及び教員組織に関する事項
- (4) 学生の受入れに関する事項
- (5) 学生支援に関する事項
- (6) 教育研究環境に関する事項
- (7) 管理運営に関する事項
- (8) その他必要な事項

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、ビジネス研究科教授会において決定する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。